

Ⅱ. 注意点

1. 財産目録は作成されていますか？

決算関係書類には、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分（損失処理）の方法を記載した書面を記載することになっています。財産目録を省略することはできません。

2. 剰余金処分案は「定款」に違反していませんか？

剰余金処分案作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合にあつては「法定繰越金（教育情報繰越金）」を繰り越す処理を必ず行ってください。この処理を適正に行っていないため「法」及び「定款」違反となり、国・県等の中小企業施策の支援、表彰等を受けられない等の事例もみられます。

決算関係書類提出時に「株主資本等変動計算書」を提出されている組合がありました。会社法では、利益処分案に代わり「株主資本等変動計算書」が計算書類の1つとされていますが、組合では会社のように「株主資本等変動計算書」を作成する必要はなく、今まで通り「剰余金処分案（又は損失処理案）」を作成が義務づけられています。ご注意ください。

①剰余金処分案（損失処理案）について

剰余金処分案（損失処理案）とは、決算によって当期利益が算出され、前期繰越利益若しくは前期繰越損失を加減した金額を処分又は処理するために作成するものです。剰余金処分、損失てん補に当たっては、法令及び定款の規定に従って作成しなければなりません。

②剰余金処分の方法

組合法及び定款に定められている積み立ては、当期利益（繰越損失を控除した金額）を基に行わなければなりません。当期利益（繰越損失を控除した金額）の金額が少額であっても積み立てを行います。

【参考例】

	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
当期末処分剰余金	1	△1	△2	2
組合積立金取崩	0	1	3	0
剰余金処分量	1	0	0	0
次期繰越剰余金	0	0	1	△2

ケース1・ケース3は剰余金処分案を作成、ケース2・ケース4は損失処理案を作成

③法定利益準備金

組合は、定款で定める額に達するまでは毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。なお、損失のてん補以外には取り崩しはできません。なお、非出資商工組合の場合は、法定利益準備金の規定はありません。

④特別積立金

定款に定めている場合、毎事業年度の剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てなければなりません。